

ふるさと選手活動支援事業補助金交付要項

1 目的

成年種別の安定した競技得点の獲得や2027年に本県で開催される第81回国民スポーツ大会での天皇杯獲得のため、本県競技団体の国スポに向けた計画的な強化練習等へふるさと選手を参加させるための旅費等の支援や、ふるさと選手の所属先へ派遣等の依頼をする際の旅費等の支援を行うことで、競技力の高いふるさと選手の確保と安定した競技得点獲得の定着を図る。

2 補助対象

- (1) 九州ブロック大会や国民スポーツ大会に出場し、活躍が期待されるふるさと選手。
- (2) ふるさと選手制度を活用する競技団体

注：ふるさと選手が各種大会に参加するための支援ではない。

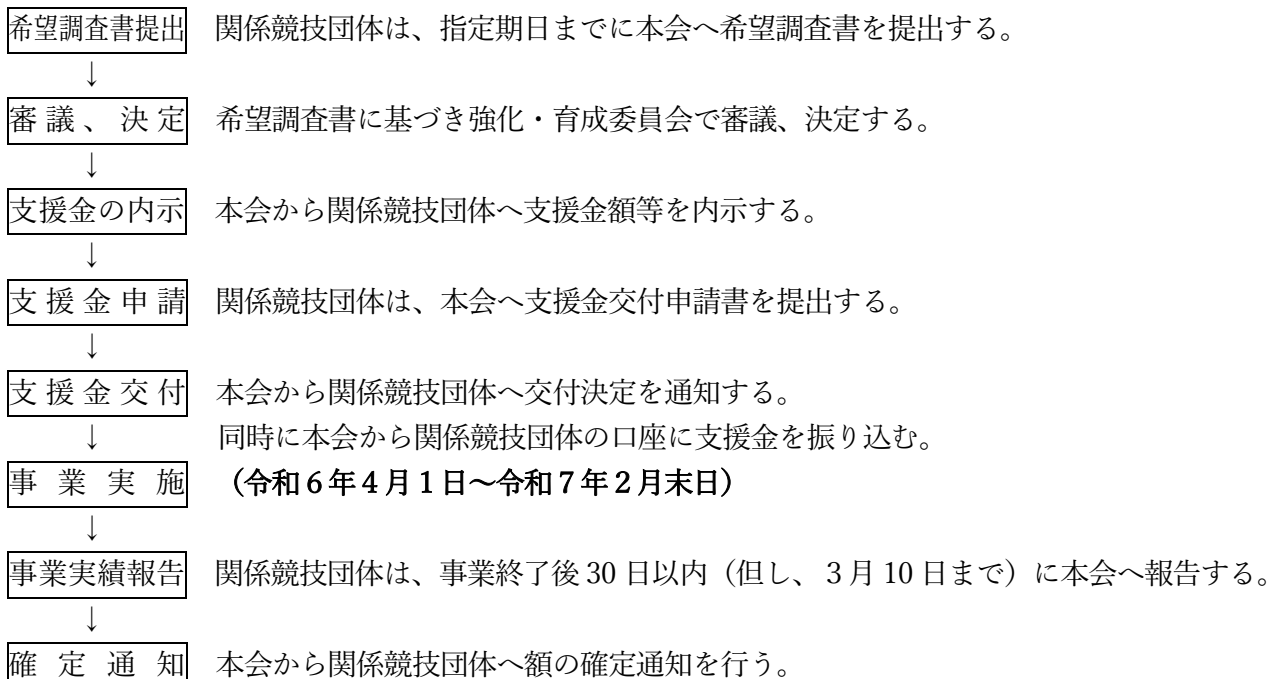
3 支援対象経費（領収書の宛名は、個人名（ふるさと選手のみ）と競技団体名とする。）

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費 県内一泊9,800円（税込）、県外一泊10,900円（税込）以内を原則とする。ただし、本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、支援対象外とする。
- (3) 旅行雑費 県内一日200円・県外一日1,100円とする。
- (4) 役務費 通信運搬料、振込手数料等、傷害保険料（ふるさと選手のみ）等
- (5) 需用費 競技団体（印刷製本費、事務用消耗品等）

4 支援対象者、対象団体の決定

関係競技団体の希望調査書に基づき強化・育成委員会で決定する。

5 事務手続き



6 支援金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

7 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

令和 6年4月1日一部改正